

## 校内外生活

### 1 校内生活全般について

#### 〈留意点〉

- ・校内生活は秩序を保ち、静粛にすること。
- ・挨拶を励行すること。
- ・校則や服装・頭髪の規定を守りましょう。
- ・校教具や校内施設を大切に扱うこと。  
(破損時は個人負担をお願いする場合があります)
- ・貴重品や私物等は自己管理の徹底を図る。  
(学期末には私物を持ち帰り、来学期に備え整理や手入れを行う)
- ・金銭の貸し借りは厳禁です。
- ・登校以降の特別な許可がない外出は禁止です。
- ・コンビニ利用は利用時間・利用方法などを守ること。

### 2 出欠席について

#### 〈留意点〉

- ・一年間で30日以上正当の理由が無い欠席がある場合は、進級が困難となります。
- ・病気等でも一年間で授業日数の3分の1以上の欠席があると進級が困難となります。
- ・欠席等の場合は8時10分までに保護者を通じてウェブサイトの欠席遅刻連絡フォームを利用してください。
- ・欠席・遅刻・早退をした場合は各届を翌日に提出します。用紙は便箋を使用し、病欠が7日以上になる場合は医師の診断書を提出して下さい。
- ・遅刻をした場合は、登校後直ちに職員室へ行き、係の先生に「遅刻の届け」を行いましょう。なお、遅刻は早退と共に欠席に換算されます。遅刻・早退のないようにしましょう。

### 3 授業について

#### 〈留意点〉

- ・時間に余裕をもって登校し、提出物や教材の準備をしておきましょう。
- ・学校生活の基本である授業は、それにふさわしい環境の中で進めましょう。  
椅子や机を整え、黒板をきれいに消しましょう。  
私語を交わしたり、授業に関係のない本を読んだり、大きな音を立てたりして、授業を乱すようなことは慎みましょう。授業に必要なものの持ち込みは禁止です。
- ・授業を受けるときは集中しましょう。  
授業は姿勢を正しくし、しっかりとした気持ちで聞きましょう。  
授業中の居眠りは厳禁です。  
授業中の教室の前を通るときは、静かに行動するようにしましょう。
- ・教科書の貸し借りは控えましょう。
- ・答案、提出物などの受け渡しは、礼儀正しくしましょう。
- ・教室移動の時は机、椅子を整頓し、消灯、施錠をしましょう。また貴重品は個人ロッカーに入れ施錠をしましょう。(机上に物を置かない。鞆のチャックは閉める。)
- ・試験に際し、不正行為及び不正行為と間違われるような行為は絶対にしないこと。

#### 4 通学時の心掛け

##### 〈留意点〉

- ・時間にゆとりをもって行動しましょう。
- ・登下校等の通学時に知らない人や集団等からの声掛けや誘いには、決して応じないようにしましょう。また、すぐに警察・学校・保護者に連絡しましょう。

##### 徒歩通学生

- ・通行の際は、道路の右側を歩き、並列で歩かないようにしましょう。
- ・交通ルールを厳守しましょう。道路の横断は横断歩道を通行しましょう。また歩車分離式の横断歩道では、斜め横断をしないようにしましょう。信号機のない横断歩道を通行する際、止まってくれた車には軽く会釈し足早に歩きましょう。
- ・先生や先輩、知人に会ったらしっかりと挨拶しましょう。

##### 自転車通学生徒

- ・道路交通法を遵守しましょう（自転車も車両の一部と理解しましょう）。

- ①左側通行を遵守しましょう。車道側を通行する際は、自動車等に十分気を付ける。また、歩道内の走行時は歩行者に十分注意する。
- ②並列走行はしない。
- ③二人乗りの乗車をしない。
- ④乗車時はスマートフォン操作をしない。またイヤホン等を装着しない。
- ⑤雨天時は必ずレインコートを着用し、傘差し運転はしない。

- ・自転車通学生は許可制になっています。自転車通学を希望する場合は自転車通学の許可を申請して下さい。
- ・自転車をしっかり整備しましょう。長期休業中に必ず行って下さい。また、乗り出す前にブレーキ、ハンドル、タイヤを点検して下さい。
- ・登校したら定められた自転車置き場に順序よく整頓しましょう。
- ・学校周辺の空地、道路、民家等の軒下などに置くことは禁止です。
- ・自宅から駅まで自転車を利用する生徒も以上の注意を守りましょう。
- ・令和5年度より群馬県では、自転車乗車時にヘルメットの着用が努力義務となりましたが、頭部への安全を考慮し、ヘルメットを準備し着用をお願いします。

##### 電車・バス通学生

- ・車内や待合所は公共の場です。大声を出してふざけ合ったり、スマートフォンに夢中になるなどせず、周囲の方々へ十分配慮しましょう。

- ①乗車時は秩序正しく敏速に行動しましょう。また、先を争って乗降車をするると転倒等の事故に繋がります。周囲へ配慮した行動をとりましょう。
- ②電車内では出入り口（ドア）付近を集団でふさいだり床へ座るなど、他の乗客に迷惑が掛からないよう十分注意しましょう。

- ③車内では静かに過ごしましょう。大声を出したり、うろうろ歩き回らないようにしましょう。
- ④飲食（ガム・あめを含む）を控えましょう。
- ⑤荷物は床に置かず、体の前面にかけて抱えるか手で持ちましょう。

- ・気持ちよく他の人に席を譲りましょう。「どうぞおかけください」としっかり言いましょう。

## 5 校外生活での注意点

### 〈留意点〉

- ・身分証明書は身分を明らかにできるよう常に携帯し、諸規則の内容をよく理解しておきましょう。
- ・飲酒や喫煙（電子タバコ等も含む）は法律で禁止されています。また、成人年齢が 18 歳に引き下げられても法律で禁止されています。絶対に口にしないようにしましょう。
- ・規則正しい生活をしましょう。就寝時間を早めにしましょう。
- ・無断外泊は禁止です。（保護者へ申し出て許可を得ましょう）
- ・立ち入り禁止区域（パチンコ店等の遊興施設・ゲームセンター・カラオケボックス）には立ち入らないようにしましょう。また登下校中に飲食店等への立ち寄りもしないこと。
- ・アルバイトは原則として認めていません。経済的理由等でやむを得ない事情がある場合は届け出て許可を得ましょう。
- ・夜間 10 時以降の外出をしないようにしましょう。
- ・旅行する場合は届け出ましょう。
- ・身元がよく分からない人との交流は十分に警戒し、とくに暴走グループ等への参加は禁止です。
- ・生徒間で金銭や物品の貸借をしないようにしましょう。
- ・下校が遅くならないように気をつけましょう。学校の用事で遅くなる場合は家族に連絡しましょう。
- ・SNS 利用時の注意点

- ①偽アカウント、架空アカウントに注意しましょう。
- ②短縮 URL に注意しましょう。
- ③スパムアプリケーションに注意しましょう。
- ④プライバシー情報の書き込みに注意しましょう。
- ⑤ SNS への写真掲載による意図しない位置情報の流出に注意しましょう。
- ⑥ SNS の怪しい投稿リンクに注意しましょう。

- ・高校生の交通事故、特に原動機付自転車及び自動二輪車による事故は、その発生率が高い上に重大事故にいたる事例が多く、憂慮すべき事項であり、本校では原動機付自転車の運転・同乗や無断での免許の取得は特別指導の対象となります。
- ・原動機付自転車の取得及び運転をやむを得ず必要とする生徒については所定の手続きを行いましょう。
- ・電動キックボードについて、令和 5 年 7 月 1 日より「特定小型原動機付自転車（電動キックボード）」の新たな交通ルールが施行されました。運転者の年齢制限が「16 歳未満の者の

運転の禁止」との規定から、16歳以上の高校生では運転が可能となりますが、本校では運転可能な年齢に達した生徒について、以下の規定を設定しています。

- ①登下校時や学校活動中の利用は原則禁止とする。
- ②利用時は保護者の監督責任の下で新規交通ルールに沿った利用とする。

#### 自動車免許取得について

- 1 「自動車運転免許取得に関する指導基準」に同意の上で免許取得のための教習を行います。
  - 2 許可書の交付を受けたのち、指定された日から取得にあたります。
  - 3 3学年2学期の学校より指定された期日以降に、授業及び学校教育に支障のないよう配慮して行います。
  - 4 修了検定（仮免）開始日は冬季休業以降、卒業検定・学科検定（本検）については家庭学習期間開始日以降で学業に支障のないようにして受験します。
  - 5 免許取得に関わる欠席、欠課は認めません。
  - 6 運転免許取得後は卒業まで運転することは認めません。
  - 7 卒業前に運転免許証を取得した場合は必ず学校へ提出する。
  - 8 合宿による免許の取得は原則として認めません。
  - 9 進路先で必要であっても、在学中の原付免許の取得は原則として認めません。  
※ 公立高校では一定の制限のもと、原付免許の取得を許可しておりますが、本校では安全管理の観点から卒業まで原則として認めておりません。
- ・上記項目に違反した場合は、特別指導を受けることになります。